

## グループホーム「櫻」第9回運営推進会議議事録

日時 平成20年8月26日(火) 14:00～14:50  
場所 グループホーム「櫻」 1F 食堂  
出席者 運営推進会議委員  
葉桜自治会 副会長・福祉部長 杉浦 強 司  
逗子市民生委員 秋山 日出夫  
ご家族代表 小野寺 貞子  
(委員5名中3名出席)  
医療法人社団柏信会 理事長 角野 禎子  
看護部長 武江 友子  
グループホーム「櫻」 管理者 菅谷 弘子  
事務長 遠藤 勝三

### 会議概要

#### 1. 開会の辞

管理者は定刻になったので、各委員に本日の出席を謝し(欠席者2名) 会議次第により角野理事長に挨拶を要請。

#### 2. 理事長挨拶

角野理事長は各委員に出席の労を謝し、高齢者認知症の現状等を簡単に触れ櫻への協力を要請し挨拶とした。

#### 3. 議案

管理者は理事長挨拶終了後、議事の進行及び報告等を事務長により行うことを各委員に告げ了承を得た。

事務長は配布資料の確認をした後、会議次第に基づき報告説明を行った。

#### 4. 議題

##### (1) 報告事項

##### ア 運営状況(現況)等について

##### ： 入居者の現況

事務長は別紙資料により以下概要を報告した。

Aユニットは介護度2から介護度3に変更。加齢に伴う平均年齢が0.3ポイント増、Bユニットは介護度1及び3が介護度2及び4に変更。平均年齢0.1ポイント増、ユニット合計では介護度1が1名減、介護度4が1名増、平均年齢0.2ポイント増で入所者の地域別では

変化なし。

なお、資料作成後の入退去者各 1 名についてその内容を補足した。

8 月 9 日 介護度 3 90 歳 女性 退所

8 月 13 日 介護度 5 90 歳 女性 入所

： 活動状況

資料「さくら」6 月号及び 7 月号によるほか 7 月及び 8 月分行事予定表により活動の概要を説明し、特に天候にもよるが屋外活動を重視して行きたい旨を補足した。

また本日は納涼花火大会と銘打って 18 時過ぎに予定していることを補足、寄付受けの花火を紹介した。

なお、前回ご意見やご提案頂いた地域各施設の訪問等は施設側における諸般の事情でご報告するまでに至らなかった旨を報告、次回までの課題とすることとした。

イ 消防法の一部改正について

事務長は、別紙資料「防火安全対策」により法令改正の概要について以下のように説明、櫻の現況について補足した。

： 防火管理者の選任等（収容人員 10 人以上の対象施設）について

： 消防用設備等の設置について（消防設備等の設置義務）

a 自動火災報知設備・・・全ての対象施設（経過措置：3 年）

b 火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）

すべての対象施設（経過措置：3 年）

c スプリンクラー設備・・・延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上の対象施設

（経過措置：3 年）

d 消火器・・・全ての対象施設（経過措置：1 年）

：

： 櫻の現況について

a 防火管理者の選任等は開設の時点から防火管理者を選任し、消防計画を作成、逗子市消防署へ提出済み。消火・通報及び避難訓練等も年 2 回実施、結果については消防署に報告している。現在防火管理者の講習を終了した職員は 3 名確保し、現管理者が防火管理者として消防署に届けてある。

b 火災報知設備は 2 階事務室に本体を置き、各居室等に煙感知器を備え集合住宅としては画期的な設計、運用をしている。

c スプリンクラー設備

延べ面積 275㎡以上の施設として櫻は669.46㎡あるので該当する。ただし、延べ面積が1000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結スプリンクラー設備」を設置することが出来るので、櫻としては取り付けるとすればこちらになる。

d 消火器について

開設以来所定の場所、所定数を確保してある。

以上のうちスプリンクラー設備を除いてはクリアーしているが、一番問題のスプリンクラー設備は、消防予第 231 号(19.6.13)「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の運用について」第2項を検討しているところで、この通達がクリアーできれば設置しないで済むため細部について関係法令を検討して居るところである。

これに関連して逗子市介護保険課から「地域密着型サービス事業における防火安全対策に係わる調査について」の通達(依頼)がありました。

(2) その他：意見交換

報告終了後、懇談形式で意見等の交換に入ったが、消防法改正に伴う話題に終始した。主な内容は次の通りであった。

Q 防火管理者の計画による避難訓練等の実施状況について

A 年2回実施しているが、ご利用者が理解しての避難訓練は難しい。概ね職員の消火訓練、誘導訓練等が主となる。

櫻は開設以来防火対策に徹し、逗子消防署へ防火管理者を届出、消防計画書も提出し訓練実施状況も報告している。

施設：櫻は集合住宅として他に例を見ない消防用設備を設けていたが、長崎の火災事故から国においてスプリンクラー設置義務を検討、グループホーム全国協議会から猛反発がありました。行政は一編の通達で事なけり済むが、現場は相当の負担を強いられる。

櫻で取り付けるとしても概算であるが500万円以上の負担を、利益の少ない事業所がどう資金を捻出するかが課題である。

今後、地域内の同業者と連携し補助金等を含め相談していきたい。

委員：町内会の消防訓練を実施しているが消防署の要求が年々エスカレートし其の対応に苦慮している。

施設：櫻の設計段階から消防署に書類を出し集合住宅として許可を受けて

いるにも係わらず事なかれ主義で現場に対する理解がない。  
逗子市や葉山町に今後働きかけを行い猶予期間中の結論を見出したい。

以下、これらに付随した話題が出たが内容的に同類であり記述を割愛する。

#### 5 . 閉会の辞

その他特に問題発言等もなく、予定時間少し前であったが管理者は  
本日の出席に感謝し閉会を宣した。